

令和8年6月～8月の委員会審査における委員間討議について（作業部会案）

- 質疑が行われる委員会全てで試行実施する。（互選、資料要求、運営協議等は除く）
- 以下の実施要領案のとおり委員間討議を行うことを基本とするが、委員会で協議の上、実施方法を柔軟に変更することは可能とする。（例：委員間討議の際、理事者の出席を認める等）

（実施要領案）

（１）実施のタイミング

- ・ 全ての質疑が終了した後、実施する。
- ・ 理事者には退席いただく。
- ・ 委員会討議はインターネット中継する。

（２）討議の目的

- ・ 議会の機能を発揮するため、議員間の積極的な討議により、市政の課題の論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。

（３）委員間討議のテーマの選定方法

【閉会中常任委員会】

- ・ 事前に委員間で協議し、あらかじめ委員間討議のテーマを決定した上で委員間討議を行う。なお、6月定例会中に行われる互選の場で、各常任委員会正副委員長より7・8月の委員間討議の方法について説明いただく。
- ・ 上記に加え、委員会当日に理事者からの報告案件も委員間討議のテーマとするとは可能とする。

【閉会中常任委員会以外の委員会】

- ・ 各委員長が委員間討議の宣告をした後、委員間討議を希望する委員より委員間討議のテーマを発言いただき、その内容について討議を行う。
- ・ 複数の委員より複数のテーマが提案された場合、順番にそのテーマを取り扱い、討議を行う。

(４) 所要時間

- ・ 制限時間は設けない。

(５) 討議における留意事項（ルール）

- ・ お互いの意見を尊重しつつ、建設的な議論を行うこと。
- ・ 相手を詰問・追及するような発言は控えること。

(６) 委員長報告

- ・ 今回は試行実施であるため、委員間討議の内容については委員長報告に含めない。